

## 技術士 CPD 管理運営マニュアルの改訂 (1/5)

日本技術士会 CPD 時間算定基準（注意事項）の改訂理由

形態項目	Ver1.2	Ver1.3	改訂理由
共通	1) 上限時間のある形態項目に注意して記入する。 2) 活動実績が確認できる参加票、受講証明書、議事録、プログラム、学協会誌、表彰状等を保管しておく。	1) 上限時間のある形態項目に注意して計上する。 2) 活動実績が確認できる受講証、議事録、プログラム、表彰状等を保管しておく。	上限の注意事項につき「計上」とした。参加票から受講証に名称が変更されたことに伴い参加票、受講証明書を受講証で代表させて表現した。学協会誌の保管(5年間)は負担が大きいため削除した。
1. 講演・研修 2. 組織内研修	追加 →	5) 講演・研修(100)は受講確認ができるエビデンスがあるものに限る。それ以外は多様な自己学習(010)で計上する。特に公共調達での使用を目的に技術士CPD活動実績証明書等を発行する場合は受講証が必要。	形態項目の共通で「活動実績が確認できる参加票、受講証明書、議事録、プログラム、学協会誌、表彰状等を保管しておく。」と記述されているが、講演・研修のエビデンスが明確でないため、講演・研修の登録には受講確認ができるエビデンスが必要であることを明確にした。
		6) eラーニングは受講修了証等により受講が確認できるものに限る。それ以外は多様な自己学習(010)で計上する。但し、日本技術士会のPe-CPDに収録されている講演録画の視聴はeラーニングとして認める。	講演録画の視聴は受講証が発行されないため、講演内容、所見の記入という条件をつけて講演・研修として認めることとした。
	追加 →	8) 2日以上連続して受講した場合は1日ごとに分けて計上する。	複数日にまたがる講演・研修のCPD時間の妥当性の判断が難しいため、1日ごとに分けて計上することとした。
3. 学協会活動	1) 通年の活動として委員会、小委員会、WG、部会等別に記入できる。それぞれ年度当たりの上限を10CPD時間とし、年度末にまとめて記入する。	1) 学協会活動(310)は、活動日ごとに個別に計上することを原則とするが、通年の活動として委員会、小委員会、WG、部会等別に上限を10CPD時間として年度末にまとめて計上できる。	活動日ごとの個別計上を原則とすることを明記するとともに、多くの委員会等で活動されている方に便宜を図る例外措置として10CPD時間を上限として年度末にまとめて計上できることを明確にした。また、システムでは年度上限の30CPD時間しかチェックできないため、個別計上の上限はそれぞれの委員会によらず全体で年度30CPD時間とする。
	4) 学協会の会誌購読(320)は、年度毎にまとめて記入できる。	4) 学協会の会誌購読(320)は、年度末にまとめて計上できる。	年度当初にまとめて計上することを避けるため、年度末にまとめて計上できることを明確にした。
4. 論文・報告文	追加 →	1) 学術論文の口頭発表(420)には論文集・論文名を記入する。	技術発表会(口頭発表)と学術論文の口頭発表(学協会主催)の違いを明確にするため、学術論文の口頭発表には論文集・論文名を記入することとした。

その他、下記のとおり記載を改めた。

- ① 「記入する/記述する/明記する」の表現を「記入する」に統一。
- ② 文中の形態項目に登録コードを付けて分かり易くする。 例：講演・研修(100)は…

技術士 CPD 管理運営マニュアルの改訂 (2/5)

頁	Ver.1.2	Ver.1.3
3	CPD 時間算定基準（注意事項）の改訂 → 別紙	
6	<p>(図-2) 技術士 CPD 活動実績の管理及び活用の仕組み の改訂</p> <p>過去5ヶ年度分まで登録可能</p> <p>①CPD登録 (web)</p> <p>②実績通知 (web) /年</p> <p>③CPD活動実績簿記載申請 (web)</p> <p>④技術士登録簿登録事項変更届出書(案)確認・提出</p> <p>「過去5ヶ年度分まで」は CPD 登録ではなく記載申請を指すため削除</p> <p>実施主体：日本 CPDセンター</p> <p>(技術士法第47条の2 (資質向上の責務)に係る法第)</p> <p>技術士会 CPD登録システム (Pe-CPDシステム)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CPD算定基準の制定</li> <li>・ CPD登録の受付・管理</li> <li>・ CPD活動実績の審査</li> <li>・ CPD登録状況の通知</li> </ul> <p>技術士 CPD活</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術士CPD活動実績</li> <li>・ 個々の技術士CPD活</li> <li>・ 技術士登録簿登録事</li> <li>・ 登録事項変更届出書</li> <li>・ 技術士(CPD認定)認定</li> </ul> <p>技術士 CPD活動実績管理システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術士CPD活動実績簿記載申請の内容確認</li> <li>・ 個々の技術士CPD活動実績簿の作成</li> <li>・ 技術士登録簿登録事項変更届出書(案)の作成</li> <li>・ 登録事項変更届出書(様式十一) 転送</li> <li>・ 技術士(CPD認定)認定証の発行</li> <li>・ CPD活動実績名簿作成及びHPへの掲載 (基準CPD時間達成、推奨CPD時間達成、技術士 CPD認定)</li> <li>・ CPD活動実績証明書の発行</li> </ul> <p>変更届出書(案) → 変更届出書</p> <p>「③ CPD 活動実績簿記載申請」の文字 青色 → 赤色</p> <p>③CPD活動実績簿記載申請 (web) 及び技術士CPD活動実績証明書の提出</p> <p>④技術士登録簿記載届出 (登録事項変更届出書 (案)確認・提出)</p> <p>⑤技術士 (CPD認定) 申請 (web)</p> <p>技術士</p> <p>他学協会システム利用者</p> <p>②証明書の発行</p> <p>①CPD登録</p> <p>技術士CPD実施法人 (CPD活動実施学協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CPD活動記録の内容確認</li> <li>・ CPD活動記録証明書の発行</li> </ul>	


技術士 CPD 管理運営マニュアルの改訂 (3/5)

頁	Ver.1.2	Ver.1.3
6 ~7	<p>(1) 日本技術士会の CPD 登録システム利用者 技術士 CPD センターは、日本技術士会の CPD 登録システムである Pe-CPD システムを使用して CPD 登録を行っている技術士に対して、毎年度末に CPD 活動実績を通知する。CPD 活動実績を技術士 CPD 活動実績簿に記載を希望する技術士は、日本技術士会のホームページの技術士 CPD 活動実績簿記載申請の様式 1 (表-4) に CPD の実績時間を記入して申請する。</p> <p style="text-align: center;">～ 中略 ～</p> <p>複数の技術部門保有者については、技術部門欄に複数部門記入する。なお、それぞれの部門ごとには CPD 活動実績を求めない。</p>	<p>(1) 日本技術士会の CPD 登録システム利用者 技術士 CPD センターは、日本技術士会の CPD 登録システムである Pe-CPD システムを使用して CPD 登録を行っている技術士に対して、毎年度末に CPD 活動実績を通知する。技術士 CPD 活動実績簿に CPD 活動実績の記載を希望する技術士は、日本技術士会のホームページから「技術士 CPD 活動実績管理活用システム」を利用して CPD 活動実績の記載申請を行う。</p> <p style="text-align: center;">～ 中略 ～</p> <p>なお、複数の技術部門保有者について、それぞれの部門ごとには CPD 活動実績を求めない。</p>
7 ~8	<p>(2) 他学協会の CPD 登録システム利用者 日本技術士会以外の CPD 登録関係学協会である「技術士 CPD 実施法人」に CPD 登録を行っている技術士が、技術士 CPD 活動実績簿に CPD 活動実績の記載を希望する場合は、日本技術士会のホームページの技術士 CPD 活動実績簿記載申請の様式 2 (表-5) に CPD の実績時間を記入して申請する。</p> <p style="text-align: center;">～ 中略 ～</p> <p>複数の技術部門保有者については、技術部門欄に複数部門記入する。なお、それぞれの部門ごとには CPD 活動実績を求めない。</p>	<p>(2) 他学協会の CPD 登録システム利用者 日本技術士会以外の CPD 登録関係学協会である「技術士 CPD 実施法人」に CPD 登録を行っている技術士が、技術士 CPD 活動実績簿に CPD 活動実績の記載を希望する場合は、日本技術士会のホームページから「技術士 CPD 活動実績管理活用システム」を利用して CPD 活動実績の記載申請を行う。</p> <p style="text-align: center;">～ 中略 ～</p> <p>なお、複数の技術部門保有者について、それぞれの部門ごとには CPD 活動実績を求めない。</p>

【改訂理由】

活動実績の記載について、書類郵送による申請がなくなり、オンライン申請のみとなったため。

技術士 CPD 管理運営マニュアルの改訂 (4/5)

頁	Ver.1.2	Ver.1.3						
16	(表-15) 手数料一覧 の改訂							
	(表-15) CPD登録・証明書等の手数料							
	CPD登録団体		Pe-CPD CPD登録	CPD実績簿 記載申請	CPD実績簿 記載申請 (2回目以降)	登録事項 変更届出	技術士 (CPD認定) 申請	技術士CPD 活動実績 証明書
	技術士会登録	会員	無料	無料	2,000円	無料	3,000円	1,000円
		非会員	2,000円	2,000円	2,000円	無料	5,000円	5,000円
	他学協会登録	会員	—	無料	2,000円	無料	3,000円	1,000円
		非会員	—	2,000円	2,000円	無料	5,000円	5,000円
	注) 「2回目以降」とは、同一年度内における複数回の申請の場合である。							
								
	(表-15) CPD登録・証明書等の手数料							
CPD登録団体 【日本技術士会の入会区分】		Pe-CPD CPD登録	CPD実績簿 記載申請	登録事項 変更届出	技術士 (CPD認定) 申請	技術士CPD 活動実績 証明書		
日本技術士会 Pe-CPD登録	【会員】	無料	無料*	無料	3,000円	1,000円		
	【非会員】	2,000円/年度	2,000円*	無料	5,000円	5,000円		
他の学協会 で CPD登録	【会員】	—	無料*	無料	3,000円	1,000円		
	【非会員】	—	2,000円*	無料	5,000円	5,000円		
※ 同一年度内における2回目以降のCPD実績簿記載申請は、手数料を1,000円とする。								

【改訂理由】

申請手続きに係る実態調査の結果を踏まえ、2回目以降の記載申請手数料を1,000円とした。  
(年度内で1回の申請が基本であることから、表の欄外の注意書きとした。)

技術士 CPD 管理運営マニュアルの改訂 (5/5)

頁	Ver.1.2	Ver.1.3								
16	<p>2. 手数料及び払込み証明書類の送付先 技術士 CPD 登録・証明書等の手数料は、次の [1]、[2] のどちらかを、下記送付先/問合せ先」あてに送付すること。</p> <p>[1] 必要金額分の、定額小為替証書（郵便局にて購入、氏名等記入不要） [2] 必要金額を、郵便振替又は銀行振込にて振込み、その振込み控え又は写し 振込先は、下記のいずれかである。</p> <p><u>手数料の振込先</u> 郵便振替口座 口座番号：00130-5-581901 口座名義：CPD 日本技術士会 銀行振込口座 みずほ銀行 神谷町支店（普通） 口座番号：1371616 口座名義：(社)日本技術士会</p> <p><u>送付先/問合せ先</u> 〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 公益社団法人日本技術士会技術士 CPD センター担当 電話：03-3459-1331</p>	<p>2. 手数料の払込み証明書類の提出 技術士 CPD 登録・証明書等の手数料は、必要金額を下記「手数料の振込先（郵便振替口座又は銀行振込口座）」へ振込み、その振込み控え又は写しを提出する必要がある。</p> <p>[1] Pe-CPD 登録（非会員）の手数料 振込み控え又は写しを下記「送付先/問合せ先」あてに送付する。 [2] CPD 実績簿記載申請/技術士（CPD 認定）申請/技術士活動実績証明書 振込み控えの写しを PDF や画像ファイルとし、「技術士 CPD 活動実績管理活用システム」の申請画面に添付する。</p> <p style="text-align: center;"><u>手数料の振込先</u></p> <table border="1" data-bbox="847 1025 1430 1220"> <thead> <tr> <th data-bbox="847 1025 1136 1077">郵便振替口座</th> <th data-bbox="1136 1025 1430 1077">銀行振込口座</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="847 1077 1136 1128">口座番号：00130-5-581901</td> <td data-bbox="1136 1077 1430 1128">みずほ銀行 神谷町支店(普通)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="847 1128 1136 1180">口座名義：CPD 日本技術士会</td> <td data-bbox="1136 1128 1430 1180">口座番号：1371616</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1136 1180 1430 1220">口座名義：(社)日本技術士会</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>送付先/問合せ先</u> 〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 公益社団法人日本技術士会 技術士 CPD センター 電話：03-3459-1331 e-mail：cpd-shinsa@engineer.or.jp</p>	郵便振替口座	銀行振込口座	口座番号：00130-5-581901	みずほ銀行 神谷町支店(普通)	口座名義：CPD 日本技術士会	口座番号：1371616		口座名義：(社)日本技術士会
郵便振替口座	銀行振込口座									
口座番号：00130-5-581901	みずほ銀行 神谷町支店(普通)									
口座名義：CPD 日本技術士会	口座番号：1371616									
	口座名義：(社)日本技術士会									
17	<p>附記 に 4. を追記</p> <p>1. 技術士 CPD 管理運営マニュアルは、… 2. 技術士法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年 9 月 8 日文部科学省令第 43 号）が… 3. 2022 年 4 月 20 日付で技術士 CPD 管理運営マニュアル Ver.1.1 を改訂し技術士 CPD 管理運営マニュアル Ver.1.2 とする。 4. 2023 年 5 月 10 日付で技術士 CPD 管理運営マニュアル Ver.1.2 を改訂し技術士 CPD 管理運営マニュアル Ver.1.3 とする。</p>									

【改訂理由】

16 頁：振込信憑の提出を実態に合わせる。（定額小為替証書を使用しない等）

17 頁：附記の追加。

## Pe-CPD 登録画面

## 受講証等の有無チェック欄の追加

備考 (128文字まで)	<input type="text"/> (全角入力)
APECエンジニア	APECエンジニアの方 及び APECエンジニアを申請する方は、該当する技術分野にチェックして下さい。 <input type="checkbox"/> Civil <input type="checkbox"/> Structural <input type="checkbox"/> Geotechnical <input type="checkbox"/> Environmental <input type="checkbox"/> Mechanical <input type="checkbox"/> Electrical <input type="checkbox"/> Industrial <input type="checkbox"/> Mining <input type="checkbox"/> Chemical <input type="checkbox"/> Bio <input type="checkbox"/> Information
表示/非表示設定 (必須入力)	<input checked="" type="radio"/> 表示 <input type="radio"/> 非表示

「備考」欄と「APEC エンジニア」欄の間に「エビデンス」チェック欄を追加する。

講演・研修の エビデンス	講演・研修[100]で計上する場合は、エビデンスとして該当するものにチェックして下さい。 <input type="checkbox"/> 受講証、受講証明書、修了証等 <input type="checkbox"/> 参加者一覧、参加票、配布資料、招待メール、その他のエビデンス <input type="checkbox"/> 日本技術士会 Pe-CPD の講演録画の視聴(内容、所見を記入) ※ 上記に該当しない場合は、自己学習[010]で計上して下さい。
-----------------	---